

市第 192 号議案

横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条の次に次の1条を加える。

（職務の級の分類等）

第4条の2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条に掲げる給料表に定める職務の級に分類するものとする。この場合において、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第7に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務であって人事委員会規則で定めるものは、同表の左欄に掲げる給料表の区分に応じ、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

2 任命権者は、その所属の職員の職を前項の規定による給料表に定める職務の級のいずれかに格付しなければならない。

第 6 条の 2 第 1 項中「第 3 条」を「第 4 条」に改める。

別表に次の 1 表を加える。

別表第 7 等級別基準職務表

給料表	職務の級	基準となる職務
行政職員 給料表	1 級	基礎的な知識、技術又は経験により業務を行う職務
	2 級	高度の知識、技術又は経験を必要とする職務
	3 級	特に高度の知識、技術又は経験を必要とする職務
	4 級	1 係長の職務 2 公の施設等の長等の職務 3 専任職の職務
	5 級	1 課長補佐の職務 2 相当の知識、技術又は経験を必要とする公の施設等の長等の職務
	6 級	1 室長又は課長の職務 2 困難な業務を行う公の施設等の長等の職務
	7 級	1 副本部長又は部長の職務 2 困難な業務を行う室長の職務 3 特に困難な業務を行う公の施設等の長等の職務 4 福祉保健センター長の職務
	8 級	1 本部長、局長、区長又は理事の職務 2 特に困難な業務を行う室長の職務 3 会計管理者の職務
消防職員 給料表	1 級	消防士の職務
	2 級	消防士長の職務
	3 級	1 消防司令補の職務 2 相当の知識、技術又は経験を必要とする消防士長の職務
	4 級	消防司令の職務

	5 級	相当の知識、技術又は経験を必要とする消防司令の職務
	6 級	消防監又は消防司令長の職務
	7 級	消防正監の職務
高等学校 等教育職 員給料表	1 級	教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手 の職務
	2 級	相当の知識、技術又は経験を必要とする教諭、養護教諭、 助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務
	3 級	主幹教諭の職務
	4 級	教頭の職務
	5 級	校長又は校長代理の職務
技能職員 等給料表	1 級	技能職員の職務
	2 級	相当の技能的経験を必要とする業務を行う技能職員の職務
	3 級	高度の技能的経験を必要とする業務を行う技能職員の職務
医療職員 給料表	1 級	医師又は歯科医師の職務
	2 級	係長の職務
	3 級	課長の職務
	4 級	1 部長の職務 2 福祉保健センター長の職務
	5 級	1 局長又は理事の職務 2 保健所長の職務

(備考)

この表において「公の施設等の長等」とは、公の施設、
事務所及び事業所に置かれた長、副所長等をいう。

(横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
の一部改正)

第 2 条 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する

条例（平成17年12月横浜市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に改める。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

- 2 任命権者は、特定任期付職員の前項の給料表の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて次の号給別基準職務表に従い決定する。

号給	基 準 と な る 職 務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

第 5 条第 1 項中「第 3 条」を「第 4 条」に改める。

（横浜市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第 3 条 横浜市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和47年 3 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に改める。

(横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第 4 条 横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に、「基き」を「基づき」に、「以下職員」を「以下「職員」」に改める。

(横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正)

第 5 条 横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るとともに、等級別基準職務表を定める等のため、横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の給与に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項並びに第 25 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、一般職の職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務の級の分類等）

第 3 条 削除
職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを次条に掲げる給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事委員会規則で定める。

2 任命権者は、その所属の職員の職を前項の規定による職務の級のいずれかに格付しなければならない。

（職務の級の分類等）

第 4 条の 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条に掲げる給料表に定める職務の級に分類するものとする。この場合において、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第 7 に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務であって人事委員会規則で定めるものは、同表の左欄に掲げる給料表の区分に応じ、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

2 任命権者は、その所属の職員の職を前項の規定による給料表に定める職務の級のいずれかに格付しなければならない。

(育児短時間勤務職員等の給料)

第 6 条の 2 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。) 第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員 (育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。) の給料月額 は、第 4 条から第 5 条までの規定にかかわらず、これらの規定による当該育児短時間勤務職員等の給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により任命権者が定める当該育児短時間勤務職員等の 1 週間当たりの勤務時間を、同条第 1 項の規定により任命権者が定める同条第 3 項及び第 4 項に規定する職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(第 2 項省略)

別表第 7 等級別基準職務表

給料表	職務の級	基準となる職務
行政職員 給料表	1 級	基礎的な知識、技術又は経験により業務を行う職務
	2 級	高度の知識、技術又は経験を必要とする職務
	3 級	特に高度の知識、技術又は経験を必要とする職務
	4 級	1 係長の職務 2 公の施設等の長等の職務 3 専任職の職務
	5 級	1 課長補佐の職務 2 相当の知識、技術又は経験を必要とする公の施設等の長等の職務
	6 級	1 室長又は課長の職務 2 困難な業務を行う公の施設等の長等の職務

	7 級	1 副本部長又は部長の職務 2 困難な業務を行う室長の職務 3 特に困難な業務を行う公の施設等の長等の職務 4 福祉保健センター長の職務
	8 級	1 本部長、局長、区長又は理事の職務 2 特に困難な業務を行う室長の職務 3 会計管理者の職務
消防職員 給料表	1 級	消防士の職務
	2 級	消防士長の職務
	3 級	1 消防司令補の職務 2 相当の知識、技術又は経験を必要とする消防士長の職務
	4 級	消防司令の職務
	5 級	相当の知識、技術又は経験を必要とする消防司令の職務
	6 級	消防監又は消防司令長の職務
	7 級	消防正監の職務
高等学校 等教育職員 給料表	1 級	教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務
	2 級	相当の知識、技術又は経験を必要とする教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務
	3 級	主幹教諭の職務
	4 級	教頭の職務
	5 級	校長又は校長代理の職務
技能職員 等給料表	1 級	技能職員の職務
	2 級	相当の技能的経験を必要とする業務を行う技能職員の職務
	3 級	高度の技能的経験を必要とする業務を行う技能職員の職務
	1 級	医師又は歯科医師の職務
	2 級	係長の職務

医療職員 給料表	3級	課長の職務
	4級	1 部長の職務 2 福祉保健センター長の職務
	5級	1 局長又は理事の職務 2 保健所長の職務

(備考)

この表において「公の施設等の長等」とは、公の施設、事務所及び事業所に置かれた長、副所長等をいう。

横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条第 1 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項
第 24 条第 6 項の規定に基づき、職員（法第 2 条第 1 項本文に規定する職員をいう。以下同じ。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与に関する特例)

第 4 条 （第 1 項省略）

- 2 任命権者は、特定任期付職員の前項の給料表の号給を、その者が任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の
に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。
困難及び重要の度に応じて次の号給別基準職務表に従い決定する

。

号給	基 準 と な る 職 務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

(第 3 項 から 第 5 項 まで 省略)

(給与条例の適用除外等)

第 5 条 横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 15 号。以下「給与条例」という。）第 4 条から第 5 条まで、第 3 条第 8 条の 2 から第 10 条まで、第 10 条の 3、第 10 条の 4、第 14 条、第 17 条第 2 項、第 18 条、第 18 条の 2、第 20 条第 2 項及び第 20 条の 4 の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(第 2 項 省略)

横浜市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 6 条の規定に基づき、横浜市立高等学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、一般職職員（以下「職員」という。）の勤務時間に関し必要な事項を定めることを目的とする。

横浜市一般職職員の休暇に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、一般職職員（臨時の職員を除く。以下「職員」という。）の休暇について必要な事項を定めることを目的とする。